



税理士法人優和 埼玉本部

飯野事務所通信

埼玉県蓮田市関山1-1-17
TEL 048-769-5501
FAX 048-769-5510
E-mail saitama@yu-wa.jp
URL <http://www.yu-wa.jp>

2013年
8月号

「バカの壁～経済編 アベノミクスに沸く日本経済」

飯野 浩一



この号の内容

- 1 「バカの壁～経済編
アベノミクスに沸く日本経済」
- 2 創業補助金の活用
- 3 ♪ 当たり前体操～♪
- 4 生産等設備投資促進税制

毎年7月6日は公認会計士の日というもので、本年はそれを記念して、東京大学名誉教授の養老孟司氏による「バカの壁～経済編 アベノミクスに沸く日本経済」をテーマとした講演会が開催されました。参加することはできなかったのですが、会報にて報告されておりましたので、かいつまんでご紹介致します。

- ・かつて新円切替・預金封鎖・激しいインフレといった大変極端な事象を体験しているからか、経済というものをあまり信用していない。
- ・景気とは元々空っぽなもので実体のないものだと思う。
- ・経済における実体の根本はエネルギーではないか。
- ・お金というものは、実体がなく脳が作り出したものの典型だ。
- ・人間の意識に特有なものとして、「数」と「言葉」があり、これらは根本において、「同じにする」という共通点がある。
- ・人間の意識はいろいろなモノを同じにしてしまうが、感覚はみな違っている。
- ・一人として同じではないのだが、ヒトとして同じモノにしてしまう。
- ・言葉、数といった概念の世界は全て意識が関与しているが、意識が関与できないものが実体の世界と言える。
- ・現代は大変な情報過多の時代だが、その中には意識が実体をコントロールできるという隠されたメッセージが仕込まれている。
- ・個人的な感覚では、意識だけの世界というのは危ういイメージがある。

まさに会計や税務はその背景にある企業活動を「数」を使って同じ「言葉」に置き換え、比較可能にする作業であり意識の典型です。他社や過去、未来と比較可能にし、過去を振り返るとともに未来の計画や目標をたてるのに役に立つものです。

しかし、仮に全く同じ決算書があったとしても、その背景である企業活動である実体はひとつとして同じものがあるわけがありません。会計数値を企業活動の実体まで具体化すること、つまり同じものを違うものとして具体的に認識することが大切なのだ、「現場を見よ、まとめるな」といわれたような気がします。



創業補助金の活用

菅 琢嗣

すでに御存知の方もいらっしゃると思いますが、平成24年度補正予算で創業補助金という補助金制度が創設されました。

簡単に内容を整理すると、平成25年3月23日以降に新たに起業された方や先代より引き継いだ事業について業態転換もしくは新事業へ進出される方に対し、その創業等に要する費用の一部を国が補助するというものです。

今回、私共のお客様の中に新たに事業を始められる方がいらっしゃって、上記の創業補助金を申請することとなりました。

この補助金を受けるには、前提として経営革新等支援機関に認定された金融機関もしくは、金融機関と連携した認定支援機関によって創業等の事業計画策定支援、実行支援の確認を行う必要があります。当事務所は、この経営革新等支援機関に認定されていることから、その点については、スムーズに作業が進みます。

創業補助金の場合、創業するにあたりかかった費用のうちの2/3にあたる金額（最低100万円から最高で200万円）の補助を受けることができます。創業にあたっては、従業員を雇い、店舗を賃貸すれば年間300万円くらいの経費はかかることから、だいたいの場合は補助金対象の条件に合致する可能性は高いのですが、一番問題となるのは、事業計画の説明書を作成することです。

この事業計画説明書の出来の良し悪しで、補助金の採択の可否が決まるといっても過言ではないくらい重要なウエートを占めていることから、その作成はかなり慎重な作業となりました。

具体的にはその事業の商品サービスの独創性（他の商品と何が違うのか）商品サービスの需要（市場ニーズはあるか）事業計画の明確性（実現可能な事業計画を数値としてまとめる）等……。できる限り具体的に熱意をもって書くこと等……。

そして審査委員会の厳正なる審査を受け、先日第二回募集の2次締め切り分にて採択されたとの通知が創業者様宛に届きました。

今後は、1年間の補助対象事業の完了後、30日以内に完了報告書を提出し、実施した事業内容の審査と使った経費内容の確認が終わり次第、補助金を受け取ることができます。ただ、その後も5年間にわたり事業化状況の報告、収益状況の報告が義務付けられています。200万円もの金額を受け取れる訳ですから当然といえば当然ですが……。

この創業補助金ですが、今回で終わりではなく第3回も募集される予定です。もし、対象となる事業者の方がお知り合いなどでいらっしゃいましたら経営革新等支援機関に認定されている当事務所にお声掛けいただければと思います。誠意を持って対応いたします。



♪ 当たり前体操～ ♪

粕谷 洋平

先ごろ広島高裁で心裡留保に基づく修正申告は無効となると主張する原告の請求が棄却されるという判決が出た（最高裁でも棄却され確定）。

「心裡留保」とは民法93条に「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。」とある。

つまり、たとえ真意でない意思表示をしてその通りの効果が発現しても、表明した以上それを取り消すことはできない。しかし、それを受けた相手方がその意思表示が表明した人の本意でないことを知っていた、または知ることが出来たときは取り消すことができる、という意味だ。

争いとなった事案では納税者（実際には代理人の税理士）は、更正処分により発生する、事業の継続を困難ならしめるほど多額の加算税を避けるために暫定的に修正申告書を提出し、その旨はその修正申告書にも記載していた。

この事例では、広島地裁と広島高裁で結論はどちらも原告の請求を棄却しているがその理由がそれぞれ異なっている点が、なかなか興味深い。

まず、地裁は心裡留保に該当するか否かの判断においては、該当するとの判断を示した。しかし、原告は国税通則法や所得税法等に定められた更正の請求（間違った税金の計算を正しくやり直す方法）等の救済によるべきで、93条但し書きの適用はできず、原告の請求を棄却すると判示した。

一方、高裁では心裡留保の該当性も否定された。修正申告により税額を確定させる意思がないなら、その修正申告自体がなかったこととなり、多額の加算税を回避するという当初の目的は果たされないから、税額を確定する意思がなかった、つまり修正申告の内容が本意ではないとは考えられないとされたためだ。

地裁のロジックも高裁のロジックも当たり前のような気もする。なぜこの税理士がこのような申告をしたのかは私には分からない。

ただ、一つ他人の私でもはっきりわかることがある。この事案の納税者は実は司法書士である。この納税者である司法書士からこの代理人である税理士には二度と客先は紹介してもらえないだろう、ということだ。



生産等設備投資促進税制

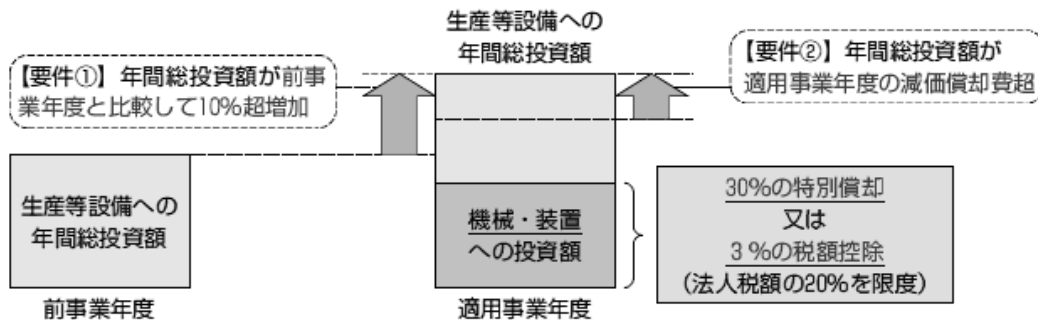
秋元 健央

平成25年度税制改正で、新たに「生産等設備投資促進税制」が創設されました。

今回新たに創設された「生産等設備投資促進税制」は国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除（法人税額の20%が限度）を認めるというものです。

適用期間は、青色申告法人の平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く）とされており、適用要件は、以下の通りになります。

生産等設備投資促進税制



（参考：経済産業省資料）

生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）で構成されているものをいいます。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しません。

リース取引による取得した機械・装置は税務上、賃貸借ではなく取得に該当することになり、今回の税制においても税額控除の対象とされています。特別償却は対象外となります。

申告要件は、特別償却の場合は、確定申告書等に「機械等の償却限度額の明細書」、税額控除の場合は、確定申告書等に「控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類」の添付が必要となります。

この税制は、2年間の期間限定措置となっております。また、適用要件の一つに前事業年度の投資額の110%相当を超える投資が必要となります。このため適用初年度に大きな投資をし、2年目に投資を抑えるような場合には、2年目においてはこの税制の適用が受けられないことが考えられます。この制度の適用を考えている製造業等の法人は、しっかりと投資計画を検討してみてはいかがでしょうか。

